

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部（以下「実施機関」という。）が、令和5年1月25日付け山口警監第44号で、公文書の存否を明らかにしないで行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和5年1月11日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「令和4年（ワ）第174号国家賠償請求案件に関して山口県警察が作成・取得した一切の記録（代理人弁護士・警察庁への文書も含む）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和5年1月25日、本件請求に係る公文書の件名は、当該公文書の存否を明らかにすること自体が条例第11条第2号の個人情報に該当することを理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年2月7日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

1 条例について

① 条例第11条第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

② 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しないなど、公文書の存否を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

2 本件処分について

本件請求は、特定の事件に関して、実施機関が作成又は取得した文書一式の開示を求めるものであり、具体的には、訴訟事件を特定する裁判所の事件番号が記載された事案に係る公文書開示請求であることから、仮に本件請求に係る公文書の存否を応答した場合、当該事件番号を付された訴訟が存在するか否かが明らかとなる。仮にその訴訟が存在した場合、事件番号を非開示として他の部分を開示したとしても、対象となる訴訟が事件番号においてのみ特定されている以上、当該事件番号に係る訴訟であることは明らかであり、実質的に当該事件番号を開示したことと等しい結果となる、また、事件番号が特定されることによって、訴訟記録と照合することが可能となり、特定の個人を識別することができるようになる、との実施機関の説明は、特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

また、審査請求人は、本件自体が裁判所で既に公開されていることから、個人情報部分を部分非開示すれば問題はなく、その余は開示すべきである、とも主張して

いる。

この点について、裁判所の訴訟記録の閲覧については、あらゆる場合に閲覧できることになっておらず、場合によっては、裁判所での訴訟記録の閲覧が、閲覧請求権の濫用として拒否される場合がある。さらに謄写については、当事者及び法律上の利害関係を疎明した第三者に限り、請求することができること等を踏まえると、本件訴訟記録は条例第11条第2号イに規定する「法令等の規定により、何人も公開を請求することができる」とされる情報であると判断することはできない。

よって、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、条例第11条第2号の非開示情報を開示することとなるため、実施機関が条例第13条の規定により、本件公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 5月31日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年 3月22日	事案の審議を行った。
平成7年 1月24日	事案の審議を行った。
平成7年 5月23日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和7年5月23日現在)